

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和5年厚生労働省令第48号)による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)等の一部改正等に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号)ほか6条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第1条から第6条まで関係)

ア 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例

イ 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)

ウ 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)

エ 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成18年滋賀県条例第70号)

オ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第8号)

カ 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第9号)

キ 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 従業者</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p> <p>(ア) (イ)に掲げる指定児童発達支援事業所以外の指定児童発達支援事業所</p> <p>a 指定児童発達支援事業者は、児童指導員（滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）別表第7第2項第8号アからコまでのいずれかに該当する児童指導員をいう。以下同じ。）または保育士および児童発達支援管理責任者（障害児通所支援または障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）を置くこと。</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 従業者</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p> <p>(ア) (イ)に掲げる指定児童発達支援事業所以外の指定児童発達支援事業所</p> <p>a 指定児童発達支援事業者は、児童指導員（滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）別表第7第2項第8号アからコまでのいずれかに該当する児童指導員をいう。以下同じ。）または保育士および児童発達支援管理責任者（障害児通所支援または障害児入所支援の提供の管理を行う者として<u>こども家庭庁長官</u>が定める者をいう。以下同じ。）を置くこと。</p>

b・c 省略

d 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練を担当する職員（以下「機能訓練担当職員」という。）を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

(a)～(c) 省略

e～h 省略

(イ)省略

ウ～ク 省略

(5) 省略

(6) 通所利用者負担額等の受領等

ア・イ 省略

ウ 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、次に掲げるところにより、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に要した費用の額の支払を受けること。

(ア)～(ウ) 省略

b・c 省略

d 指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を提供する場合は機能訓練を担当する職員（以下「機能訓練担当職員」という。）を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア（人工呼吸器による呼吸理、^{かくたん}喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

(a)～(c) 省略

e～h 省略

(イ) 省略

ウ～ク 省略

(5) 省略

(6) 通所利用者負担額等の受領等

ア・イ 省略

ウ 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、次に掲げるところにより、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に要した費用の額の支払を受けること。

(ア)～(ウ) 省略

(エ) (ウ) a に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによること。

(オ)・(カ) 省略

エ～カ 省略

(7)～(22) 省略

2・3 省略

別表第2～別表第5 省略

別表第6 (第5条関係)

多機能型に関する特例

1 利用定員に関する特例

(1)～(4) 省略

(5) 離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(第5条第1項各号に掲げる事業のみを行う多機能型事業所を除く。)に対する第2号の規定の適用については、同号中「20人」とあるのは、「10人」とする。

2・3 省略

(エ) (ウ) a に掲げる費用については、別にこども家庭庁長官が定めるところによること。

(オ)・(カ) 省略

エ～カ 省略

(7)～(22) 省略

2・3 省略

別表第2～別表第5 省略

別表第6 (第5条関係)

多機能型に関する特例

1 利用定員に関する特例

(1)～(4) 省略

(5) 離島その他の地域であってこども家庭庁長官が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(第5条第1項各号に掲げる事業のみを行う多機能型事業所を除く。)に対する第2号の規定の適用については、同号中「20人」とあるのは、「10人」とする。

2・3 省略

滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 省略</p> <p>2 従業者</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。以下この号において同じ。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設</p> <p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者（障害児入所支援または障害児通所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）を置くこと。ただし、入所させる障害児の数が40人以下である指定福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。</p> <p>イ～エ 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>指定福祉型障害児入所施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 省略</p> <p>2 従業者</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。以下この号において同じ。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設</p> <p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者（障害児入所支援または障害児通所支援の提供の管理を行う者として<u>こども家庭庁長官</u>が定める者をいう。以下同じ。）を置くこと。ただし、入所させる障害児の数が40人以下である指定福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。</p> <p>イ～エ 省略</p>

(3)～(11) 省略

3 省略

4 利用者負担額等の受領等

(1)・(2) 省略

(3) 設置者は、指定入所支援を提供したときは、次に掲げるところにより、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に要した費用の額の支払を受けること。

ア～ウ 省略

エ ウ（ア）に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによること。

オ・カ 省略

(4)～(6) 省略

5～23 省略

別表第2 省略

(3)～(11) 省略

3 省略

4 利用者負担額等の受領等

(1)・(2) 省略

(3) 設置者は、指定入所支援を提供したときは、次に掲げるところにより、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に要した費用の額の支払を受けること。

ア～ウ 省略

エ ウ（ア）に掲げる費用については、別にこども家庭庁長官が定めるところによること。

オ・カ 省略

(4)～(6) 省略

5～23 省略

別表第2 省略

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1・別表第2 省略</p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p>乳児院の設備および運営に関する基準</p> <p>1 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 乳児院の長は、次のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものとする。</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間を合計した期間が3年以上であるものまたは<u>厚生労働大臣</u>が指定する講習会の課程を修了したものの</p> <p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p>(5) 乳児院の長は、2年に1回以上、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行うその資質の向上のための研修を受けること。ただし、やむを得な</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1・別表第2 省略</p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p>乳児院の設備および運営に関する基準</p> <p>1 省略</p> <p>2 職員</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 乳児院の長は、次のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものとする。</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間を合計した期間が3年以上であるものまたは<u>こども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程を修了したものの</p> <p>(ア)～(ウ) 省略</p> <p>(5) 乳児院の長は、2年に1回以上、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行うその資質の向上のための研修を受けること。ただし、やむを得</p>

い理由があるときは、この限りでない。

3～7 省略

別表第4 省略

別表第5（第6条関係）

保育所の設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 保育は、養護および教育を一体的に行い、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うこと。

5～7 省略

別表第6・別表第7 省略

別表第8（第6条関係）

福祉型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この号において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者（障害児通所支援または障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをい

得ない理由があるときは、この限りでない。

3～7 省略

別表第4 省略

別表第5（第6条関係）

保育所の設備および運営に関する基準

1～3 省略

4 保育は、養護および教育を一体的に行い、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従うこと。

5～7 省略

別表第6・別表第7 省略

別表第8（第6条関係）

福祉型障害児入所施設の設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。以下この号において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設

ア 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の設置者は、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員および児童発達支援管理責任者（障害児通所支援または障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの

う。以下同じ。)を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ・ウ 省略

(2)～(6) 省略

3～8 省略

別表第9 省略

別表第10 (第6条関係)

福祉型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。)

ア 省略

イ 福祉型児童発達支援センターの設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練を担当する職員(以下この項において「機能訓練担当職員」という。)を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。

をいう。以下同じ。)を置くこと。ただし、入所させる児童等の数が40人以下である福祉型障害児入所施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型障害児入所施設にあつては調理員を、それぞれ置かないことができる。

イ・ウ 省略

(2)～(6) 省略

3～8 省略

別表第9 省略

別表第10 (第6条関係)

福祉型児童発達支援センターの設備および運営に関する基準

1 省略

2 職員

(1) 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターおよび主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。)

ア 省略

イ 福祉型児童発達支援センターの設置者は、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練を担当する職員(以下この項において「機能訓練担当職員」という。)を、日常生活および社会生活を営むために必要な医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他^{かくたん}こども家庭庁長官が定める医療行為を

以下イにおいて同じ。)を行う場合には看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

(ア)～(ウ) 省略

ウ・エ 省略

(2)・(3) 省略

3～5 省略

別表第11・別表第12 省略

別表第13 (第6条関係)

児童自立支援施設の設備および運営に関する基準

1 職員

(1)～(4) 省略

(5) 児童自立支援施設の長(以下この表において「施設長」という。)は、次のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)に定める児童自立支援専門員養成所(以下「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修またはこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものとする。

ア・イ 省略

ウ 児童自立支援事業に従事した期間が5年(養成所が行う児童自

立支援事業に従事した期間が5年)を行う場合には看護職員を、それぞれ置くこと。ただし、次に掲げる場合には、看護職員を置かないことができる。

(ア)～(ウ) 省略

ウ・エ 省略

(2)・(3) 省略

3～5 省略

別表第11・別表第12 省略

別表第13 (第6条関係)

児童自立支援施設の設備および運営に関する基準

1 職員

(1)～(4) 省略

(5) 児童自立支援施設の長(以下この表において「施設長」という。)は、次のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)に定める人材育成センター(以下「人材育成センター」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修またはこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものとする。

ア・イ 省略

ウ 児童自立支援事業に従事した期間が5年(人材育成センターが

立支援専門員として必要な知識および技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年）以上である者

エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間を合計した期間（以下この項において「相談援助業務等従事期間」という。）が5年（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年）以上であるもの

（ア）～（ウ） 省略

（6）～（8） 省略

2～4 省略

別表第14 省略

行う児童自立支援専門員として必要な知識および技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年）以上である者

エ 知事がアからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間を合計した期間（以下この項において「相談援助業務等従事期間」という。）が5年（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、3年）以上であるもの

（ア）～（ウ） 省略

（6）～（8） 省略

2～4 省略

別表第14 省略

滋賀県認定こども園の認定に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1～6 省略</p> <p>7 認定こども園の教育および保育の内容は、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育および保育の内容に関する事項であって規則で定めるものを踏まえるものであるとともに、幼稚園教育要領その他の保育内容に関する事項であって規則で定めるものおよび<u>厚生労働大臣</u>が保育所における保育の内容について定める指針であって規則で定めるものに基づくものであり、かつ、認定こども園に固有の事情を勘案して規則で定める基準に適合したものであること。</p> <p>8～10 省略</p> <p>別表第2 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1～6 省略</p> <p>7 認定こども園の教育および保育の内容は、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育および保育の内容に関する事項であって規則で定めるものを踏まえるものであるとともに、幼稚園教育要領その他の保育内容に関する事項であって規則で定めるものおよび<u>内閣総理大臣</u>が保育所における保育の内容について定める指針であって規則で定めるものに基づくものであり、かつ、認定こども園に固有の事情を勘案して規則で定める基準に適合したものであること。</p> <p>8～10 省略</p> <p>別表第2 省略</p>

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～12 省略</p> <p>13 別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または同表第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令</u>（平成26年厚生労働省令第5号。以下「<u>区分省令</u>」という。）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、同表第1項第7号ウおよび第2項第5号エの規定は、令和6年3月31日までの間は、適用しない。</p> <p>14 別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または同表第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<u>区分省令</u>第1条第5号に規定する区分4、同</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～12 省略</p> <p>13 別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または同表第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、<u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令</u>（平成26年厚生労働省令第5号。以下「<u>区分命令</u>」という。）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、同表第1項第7号ウおよび第2項第5号エの規定は、令和6年3月31日までの間は、適用しない。</p> <p>14 別表第14第1項第2号ウに規定する指定共同生活援助事業所または同表第2項第3号ウに規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、<u>区分命令</u>第1条第5号に規定する区分4、同</p>

条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体に係る介護に限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、同表第1項第7号ウおよび第2項第5号エの規定は、令和6年3月31日までの間は、適用しない。

(1)・(2) 省略

15 省略

別表第1（第4条関係）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定居宅介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、指定居宅介護事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）および従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下この項において同じ。）を置くこと。

イ～ケ 省略

(4) 省略

条第6号に規定する区分5または同条第7号に規定する区分6に該当する者が、共同生活住居において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体に係る介護に限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、同表第1項第7号ウおよび第2項第5号エの規定は、令和6年3月31日までの間は、適用しない。

(1)・(2) 省略

15 省略

別表第1（第4条関係）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定居宅介護の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、指定居宅介護事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）および従業者（指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める者をいう。以下この項において同じ。）を置くこと。

イ～ケ 省略

(4) 省略

(5) 利用者負担額等の受領等

ア・イ 省略

ウ 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、次に掲げるところにより、支給決定障害者等から指定居宅介護の提供に要した費用の額の支払を受けること。

(ア) 法定代理受領（法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費または訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額または法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療（指定障害福祉サービス事業者から受けた当該指定に係る療養介護医療をいう。以下同じ。）に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。以下同じ。）を行う指定居宅介護を提供したときは、当該指定居宅介護に係る利用者負担額（指定障害福祉サービス等費用基準額（指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サー

(5) 利用者負担額等の受領等

ア・イ 省略

ウ 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、次に掲げるところにより、支給決定障害者等から指定居宅介護の提供に要した費用の額の支払を受けること。

(ア) 法定代理受領（法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費または訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額または法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療（指定障害福祉サービス事業者から受けた当該指定に係る療養介護医療をいう。以下同じ。）に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。以下同じ。）を行う指定居宅介護を提供したときは、当該指定居宅介護に係る利用者負担額（指定障害福祉サービス等費用基準額（指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サー

ビス等に要した費用の額)をいう。以下同じ。)から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費または訓練等給付費の額を控除して得た額および指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額または法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。以下同じ。)の支払を受けること。

(イ)～(オ) 省略

エ～カ 省略

(6)～(17) 省略

2 重度訪問介護の事業

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、指定重度訪問介護の事業については、前項(第1号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「次項第2号において準用する第7号ア」と、同項第6号エ(ア)中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「次項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

3～5 省略

等に要した費用の額)をいう。以下同じ。)から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費または訓練等給付費の額を控除して得た額および指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額または法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。以下同じ。)の支払を受けること。

(イ)～(オ) 省略

エ～カ 省略

(6)～(17) 省略

2 重度訪問介護の事業

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、指定重度訪問介護の事業については、前項(第1号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第3号ア中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、同項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「次項第2号において準用する第7号ア」と、同項第6号エ(ア)中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「次項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

3～5 省略

6 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護および基準該当行動援護の事業

(1) 基準該当居宅介護の事業

ア 省略

イ 従業者

(ア) 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、基準該当居宅介護事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）および従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下この項において同じ。）を置くこと。

(イ) 従業者の数は、3人（離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるものに所在する基準該当居宅介護事業所にあつては、1人）以上とすること。

(ウ)～(オ) 省略

ウ・エ 省略

(2) 第1項（第1号から第3号まで、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、エおよびオならびに第6号エ(ア)および(キ)から(ケ)までを除く。）、第2項第1号、第3項第1号および第4項第1号ならびに前号アからウまでの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第6項第2

6 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護および基準該当行動援護の事業

(1) 基準該当居宅介護の事業

ア 省略

イ 従業者

(ア) 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、基準該当居宅介護事業所の管理者（以下この項において「管理者」という。）および従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める者をいう。以下この項において同じ。）を置くこと。

(イ) 従業者の数は、3人（離島その他の地域であつてこども家庭庁長官および厚生労働大臣が定めるものに所在する基準該当居宅介護事業所にあつては、1人）以上とすること。

(ウ)～(オ) 省略

ウ・エ 省略

(2) 第1項（第1号から第3号まで、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、エおよびオならびに第6号エ(ア)および(キ)から(ケ)までを除く。）、第2項第1号、第3項第1号および第4項第1号ならびに前号アからウまでの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは、「第6項第2

号において準用する第7号ア」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第6項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第2・別表第3 省略

別表第4（第4条関係）

短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所の事業

(1)～(6) 省略

(7) 別表第1第1項第4号（キ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。）、第5号（ウを除く。）、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号（イ(エ)を除く。）、第8号、第9号エおよび第10号から第17号まで、別表第2第5項第1号、第6項第4号イ、第8項第1号、第9項（第3号および第4号を除く。）ならびに第10項ならびに別表第3第1項第7号（ウを除く。）および第8号アの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第1項第7号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第4第1項第7号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策

号において準用する第7号ア」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第6項第2号において準用する第4号オ」と読み替えるほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、前号イ(ア)および(イ)中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

別表第2・別表第3 省略

別表第4（第4条関係）

短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定短期入所の事業

(1)～(6) 省略

(7) 別表第1第1項第4号（キ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。）、第5号（ウを除く。）、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号（イ(エ)を除く。）、第8号、第9号エおよび第10号から第17号まで、別表第2第5項第1号、第6項第4号イ、第8項第1号、第9項（第3号および第4号を除く。）ならびに第10項ならびに別表第3第1項第7号（ウを除く。）および第8号アの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第1項第7号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第4第1項第7号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策

を」と、同項第17号ア中「第4号オおよびキ(イ)ならびに」とあるのは「別表第4第1項第4号エならびに同項第7号において準用する第4号オおよび」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の11第1項第12号」と読み替えるものとする。

2 共生型短期入所の事業

(1) 別表第1第1項第3号オからケまで、第4号(キ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号エおよび第10号から第17号まで、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係る部分に限る。)、第5項第1号、第6項第4号イ、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)ならびに第10項、別表第3第1項第7号(ウを除く。)ならびに第8号アならびに前項(第2号、第3号および第7号を除く。)の規定は、短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型短期入所」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号ア

を」と、同項第17号ア中「第4号オおよびキ(イ)ならびに」とあるのは「別表第4第1項第4号エならびに同項第7号において準用する第4号オおよび」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別にこども家庭庁長官および厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の11第1項第12号」と読み替えるものとする。

2 共生型短期入所の事業

(1) 別表第1第1項第3号オからケまで、第4号(キ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第6号エ(キ)から(ケ)まで、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号エおよび第10号から第17号まで、別表第2第3項第1号(同号に規定する管理者に係る部分に限る。)、第5項第1号、第6項第4号イ、第8項第1号、第9項(第3号および第4号を除く。)ならびに第10項、別表第3第1項第7号(ウを除く。)ならびに第8号アならびに前項(第2号、第3号および第7号を除く。)の規定は、短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型短期入所」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号ア

からウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第4号オおよびキ(イ)ならびにイ」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する第4号オおよびイならびに同表第1項第4号エ」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の11第1項第12号」と読み替えるものとする。

(2)・(3) 省略

3 省略

別表第5（第4条関係）

重度障害者等包括支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1・2 省略

3 従業者

(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、指定重度障害者等包括支援事業所の管理者およびサービス提供責任者（指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービ

からウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同項第17号ア中「第4号オおよびキ(イ)ならびにイ」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する第4号オおよびイならびに同表第1項第4号エ」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別にこども家庭庁長官および厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の11第1項第12号」と読み替えるものとする。

(2)・(3) 省略

3 省略

別表第5（第4条関係）

重度障害者等包括支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1・2 省略

3 従業者

(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、指定重度障害者等包括支援事業所の管理者およびサービス提供責任者（指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービ

スの管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下この表において同じ。)を置くこと。

(2)～(5) 省略

4～7 省略

別表第6～別表第13 省略

別表第14 (第4条関係)

共同生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定共同生活援助の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア・イ 省略

ウ 生活支援員の数は、常勤換算方法で、次の(ア)から(エ)までに定める数を合計した数以上とすること。

(ア) 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

(イ) 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

(ウ) 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

(エ) 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

スの管理を行う者としてこども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める者をいう。以下この表において同じ。)を置くこと。

(2)～(5) 省略

4～7 省略

別表第6～別表第13 省略

別表第14 (第4条関係)

共同生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定共同生活援助の事業

(1)・(2) 省略

(3) 従業者

ア・イ 省略

ウ 生活支援員の数は、常勤換算方法で、次の(ア)から(エ)までに定める数を合計した数以上とすること。

(ア) 区分命令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

(イ) 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

(ウ) 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

(エ) 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

エ・オ 省略

(4)～(10) 省略

2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア・イ 省略

ウ 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の数は、常勤換算方法で、次の(ア)から(エ)までに定める数を合計した数以上とすること。

(ア) 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

(イ) 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

(ウ) 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

(エ) 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

エ～ケ 省略

(5)～(8) 省略

3 省略

エ・オ 省略

(4)～(10) 省略

2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業

(1)～(3) 省略

(4) 従業者

ア・イ 省略

ウ 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の数は、常勤換算方法で、次の(ア)から(エ)までに定める数を合計した数以上とすること。

(ア) 区分命令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

(イ) 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

(ウ) 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

(エ) 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

エ～ケ 省略

(5)～(8) 省略

3 省略

別表第15・別表第16 省略

別表第15・別表第16 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 利用者負担額等の受領等</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 設置者は、施設障害福祉サービスを提供したときは、次に掲げる ところにより、支給決定障害者から施設障害福祉サービスの提供に 要した費用の額の支払を受けること。</p> <p>ア 法定代理受領（法第29条第4項の規定により支給決定障害者等 が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要 した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費または訓練 等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度におい て、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支 払われることをいう。以下同じ。）を行う施設障害福祉サービス 等を提供したときは、指定障害福祉サービス等費用基準額（指定 障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生 労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が当該指 定障害福祉サービス等に現に要した費用（特定費用を除く。）の</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 利用者負担額等の受領等</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 設置者は、施設障害福祉サービスを提供したときは、次に掲げる ところにより、支給決定障害者から施設障害福祉サービスの提供に 要した費用の額の支払を受けること。</p> <p>ア 法定代理受領（法第29条第4項の規定により支給決定障害者等 が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要 した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費または訓練 等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度におい て、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支 払われることをいう。以下同じ。）を行う施設障害福祉サービス 等を提供したときは、指定障害福祉サービス等費用基準額（指定 障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する<u>主務 大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が当該指定障 害福祉サービス等に現に要した費用（特定費用を除く。）の額を</p>

額を超えるときは、当該指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。以下同じ。)から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費または訓練等給付費の額を控除して得た額の支払を受けること。

イ～カ 省略

(4)～(6) 省略

6～26 省略

超えるときは、当該指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。以下同じ。)から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費または訓練等給付費の額を控除して得た額の支払を受けること。

イ～カ 省略

(4)～(6) 省略

6～26 省略

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （使用料および手数料の額）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 児童福祉法に基づく事務手数料 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料 1件につき 12,700円 児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 4,200円 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付の手数料 1件につき 1,600円 児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付の手数料 1件につき 1,100円 児童福祉法施行令第21条の規定に基づく<u>厚生労働省令</u>の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査の手数料 1件につき 2,400円</p> <p>(4)～(90) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略 （使用料および手数料の額）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 児童福祉法に基づく事務手数料 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料 1件につき 12,700円 児童福祉法第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査の手数料 1件につき 4,200円 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付の手数料 1件につき 1,600円 児童福祉法施行令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付の手数料 1件につき 1,100円 児童福祉法施行令第21条の規定に基づく<u>内閣府令</u>の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査の手数料 1件につき 2,400円</p> <p>(4)～(90) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>